

軽自動車税 税制改正のお知らせ

(平成27年4月1日現在の法令に基づくご案内)

国および地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変更になります。グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した3輪および4輪の軽自動車について重課が導入されます。

また、3輪および4輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)を適用します。

【原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等】

平成28年度課税から、次の車種について新税率が適用されます。

※当初、平成26年度税制改正により平成27年度課税から税率の引上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により実施期間が1年間延期されました。

車種区分	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車 (排気量50cc以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車 (50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車 (90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
原動機付自転車 ミニカー (50cc以下)	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車 (250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車 その他のもの	4,700円	5,900円

【3輪、4輪の軽自動車】

4輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、登録後13年まで、旧税率のままです。

初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、平成28年度から、次の表の経年重課の税率が適用されます。

車種区分	旧税率 平成27年3月31日までの登録車両	新税率 平成27年4月1日以降の登録車両	重課税率 登録後13年超(経年重課)
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

【3輪および4輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)】

平成28年度課税時に、3輪および4輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

<適用条件>

平成27年度4月1日から平成28年度3月31日までに最初の新規検査を受けた3輪および4輪の軽自動車(新車に限る。)で、次の①から③の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成28年度)分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

②乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

③乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

車種区分	基準①該当車両	基準②該当車両	基準③該当車両
3輪	1,000円	2,000円	3,000円
4輪乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円
4輪乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
4輪貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円
4輪貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936